



介護保険について

第267回

福本さん：みらい先生、こんにちは。私は昨年夏からベトナムに赴任していて、ようやくこちらの生活に慣れてきました。来月40歳の誕生日を迎えるのですが、時間がたつのは本当に早いですね。

みらい：こんにちは、福本さん。40歳のお誕生日、おめでとうございます。海外赴任生活も2年目に入れたのですね。赴任前、出国されるときに、住民票の除票手続はされましたか？

福本さん：はい。赴任予定が3年間なので、会社から指示されて、除票しました。

みらい：そうですか。実は、介護保険制度は、日本国内に住所がある方が対象なので、住民票が除票されていれば、福本さんのように会社で医療保険に加入されている40歳以上65歳未満の方であっても、一定の手続を行うと、適用除外となって介護保険料が徴収されないのですよ。

福本さん：そうなのですか？実は、昨年40歳になった私の妻は、今も日本で働いていて、給与から介護保険料が天引きされているので、私も40歳になったら天引きされるのかと思っていました。適用除外を受けるための手続はどうしたらいいですか？

みらい：「介護保険適用除外等該当・非該当届」に住民票の除票を添付して、会社経由で医療保険者（健康保険組合または協会けんぽ）に提出が必要です。加入している医療保険者によって、届出様式が異なるので、会社へ確認してみてくださいね。ただし、先程、適用除外となれば介護保険料が徴収されないと申し上げましたが、医療保険者が健康保険組合で、40歳以上65歳未満の被扶養者分の介護保険料を徴収する特定被保険者制度を規約で定めている場合には、福本さんご自身が適用除外でも、該当する被扶養者分の介護保険料が徴収されることがあります。福本さんは、扶養されているご家族はいらっしゃいますか？

福本さん：はい、小学生の息子は妻と日本で暮らしているのですが、私の方が年収が高いので、社会保険上、私が扶養しています。

みらい：それでは、適用除外の手続を行えば、介護保険料は徴収されませんね。

福本さん：保険料の天引きがされないことは分かったのですが、介護保険制度についてももう少し詳しく教えていただけますか？

みらい：もちろんです。介護保険制度は、介護を必要とする高齢者が増加する中で、介護を社会全体で支えることを目的に創設されました。65歳以上の方を第1号被保険者といい、原因を問わず、要介護または要支援認定を受けたときに介護サービスを利用することができます。40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といい、末期のがんやパーキンソン病などの特定疾病が原因で要介護または要支援認定を受けたときに介護サービスを利用することができます。介護が必要となってサービスを利用したいときは、市区町村や地域包括支援センターが相談先になります。

福本さん：そのような制度なのですね。となると、介護保険料を負担していないと、将来、介護サービスを利用するときに不都合は生じないのでしょうか？

みらい：日本に居住していない間は、サービスを利用できませんが、介護保険制度は年金制度と違って、保険料納付期間によって給付内容が変わることはありません。赴任期間終了後、日本に帰国された後に住民票登録をして、再度「介護保険適用除外等該当・非該当届」を医療保険者に提出すれば、介護保険料の徴収が始まって、介護サービスを利用できるようになりますよ。

福本さん：給付に影響がないことを知って、安心しました。ベトナムから帰任したときの手続も忘れないようにしたいと思います。ありがとうございました。

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内9拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）

JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：<http://www.miraic.jp/>